

市民教育としてのディベート：新自由主義への服従か、政治的介入か

著者名(日)	田島 慎朗
雑誌名	国際社会研究
巻	3
ページ	97-120
発行年	2012-12
URL	http://id.nii.ac.jp/1092/00000741/

市民教育としてのディベート
—新自由主義への服従か、政治的介入か—

田島 慎朗*

Debate as civic education :

Obeying the neoliberal order, or intervening in the political order?

TAJIMA Noriaki*

要 約

本小論は、日本のディベート教育に市民性を持たせるための足がかりにする目的をもって書かれた。第二節では、日本の教育文化における市場原理主義（＝新自由主義）的状况を概観し、続く第三節では、その文化の中で政治的状况をいかに起こせるかの議論を行う。第四節では、ディベート試合の現場でそれを行うための議論形態を、実例を交えて紹介する。

Abstract

As the neoliberal order become prevalent in Japan's higher education, argumentation scholars and debate teachers are prompted to adjust their practice so

* 神田外語大学国際コミュニケーション学科 講師。Assistant Professor, Department of International Communication, Kanda University of International Studies.

謝辞

本稿は、2011年6月に開催された日本コミュニケーション学会第41回年次大会のレトリック研究会で発表した内容に加筆修正を加えたものである。関係の先生方には、心より感謝いたします。

that it matters to students' civic life. In order to maintain and enhance the value of debate education, therefore, I suggest that it needs to reconsider the impact of conventional advantage and disadvantage comparison format. I, in response, offer a more active use of kritik (critique) arguments in Japan.

キーワード：ディベート教育、市民教育、新自由主義、ジャック・ランシエール、政治哲学

1. はじめに

If the university does not take seriously and rigorously its role as a guardian of wider civic freedoms, as interrogator of more and more complex ethical problems, as servant and preserver of deeper democratic practices, then some other regime or ménage of regimes will do it for us, in spite of us, and without us.

——Toni Morrison (2001)¹⁾

ディベートは、競技の体裁をとったコミュニケーション教育活動である。学習者は公共的に討議する価値のある一つのテーマ（以下、論題）に対して二者の異なる立場をあらかじめ割り振られ、それぞれの立場から論題に対して第三者（審判もしくは聴衆）を論理的に説得するためのスピーチを行う。スピーチは自分の提言・立場の表明のための立論スピーチから始まり、双方による反論・再構築のための反駁スピーチを経て、審判・聴衆の投票結果・理由の開示を行い、最終的に競技としてのディベートの勝ち負けが決する。スピーチから判決までが公共に資されることがあれば、ディベートは公共討議の場としても機能する。

¹⁾ p.278.

ディベート教育は様々なコミュニケーション能力を養うとされ、教育機関内外から注目されてきた。問題を自ら調べ（養われるのは、リサーチ能力）、複数の問題を吟味・取捨選択し（複眼的思考、批判的思考）、より好ましい状態への変化を必要に応じて他者に要請（問題解決的思考、口頭発表能力）すること、そして、それらの活動を通じて未来への可能性を見いだす（創造的思考）こと。ざっと見渡しただけでも、ディベートが向上させる能力は数多い。

しかし、個人の資質を伸ばすという機能主義的側面と、公共に資するという社会的意義の間で、ディベート教育は錯乱している。

一方で、ディベート教育は議論の「達人」養成法としての意義を与えられてきた。巷に溢れる関連書籍や雑誌・新聞でのディベート紹介記事は、あらかたその手法を、「超」論理思考を可能にし、交渉・説得という「議論」に勝つことや、その結果社会で生き抜くことを可能にする「武器」として紹介する。曰く、「ザ・ディベート」、「ディベート道」、「腹技ディベート」など、ディベートそのものへの形容にはいとまがない。さらに、ディベートは新たな国際競争手段、そして、道義を忘れ、平和憲法と同じく非武装化した日本人への救済法、という意義づけをされることまである²⁾。ディベートはこのような価値を付加され、それが社会の一部の「エリート」に伝えられてきた。これが、巷に流通する関連文献をごく私的にまとめた、日本におけるディベートのありようである。

このようなディベート観のもと、学習者、とくに初心者は、未来のまだ見ぬ論争の相手を打ちのめし、自分の勝利を相手を含む傍観者に見せつけ、それによって成り上がりの人生を歩むビジョンを描く。ディベート学習者は青

²⁾ 以上、著者の本棚やその他の情報源から、ディベートにまつわる言説をランダムにピックアップして作り上げた。わかりやすく説明する以外に、他意はない。

沼(2006)が「勝ち組養成のシステム、もしくは一流サラリーマン養成のためのスキルとしてのディベート教育」と端的にあらわしたものの体現者であり、もし彼らがディベート習得者としてその効用を自身の成功と共に謳ったならば、上にあげたディベート・イメージを増幅するのによってつけの広告塔となる。このように、ディベートが一方で背負ってきたのは、競争社会で「金持ち」になるための道具としての側面であり、それにより多くの学習者の憧れと羨望のまなざしを集めてきた。

今や、政治家や高等教育・研究者を目指す者の訓練としてディベートが注目されたというのは、過去の話として伝え聞くばかりである。特に日本で教育に携わる限り、ディベート学習者は公共に資すべしと能書きをたれても、彼らには絵に描いた餅のように聞こえるだけかもしれない。

しかしながら、他方で、ディベートは討議人の育成や討議空間の提供を通じて公けに資す、という理想と目的がある。例えば、ディベートの伝統の豊かなアメリカ合衆国では、この意義が教育機関の内外で広く共有され、様々な活動が行われてきた。教育が立ち後れているとされる都市部で高校生ディベート・リーグを設営したり、女性のディベート活動を促進するためのリーグが設営されたり、大学で学部をまたいだディベート教育が推進されたり、大学内で大統領ディベートの観戦イベントが行われたり、メディア(ラジオ、テレビ、最近ではインターネット)を通じてディベートが行われたり、国際交歓ディベートが定期的に行われている。ざっと思いつくものをあげるだけでも、これらの活動の多くで、市民教育の一環としてのディベートの意義が意識され、反芻されてきたという経緯がある。

もちろん、ディベートが民主主義の将来を両肩に負う義務は無いし、日本のディベート教育が米国のそれを無批判にマネっこすべきとも思わない。ただ、日本のディベートが民主主義的な討議空間とかけ離れた領域でしか存在しなくなるとしたら、ディベート教育はその意義を問いただされなければな

らないだろう。論題、とくに政策ディベートと呼ばれるもののそれは、そもそも公共性が必要とされている。このことからわかるように、ディベート教育は「この社会に暮らす、あるいは関わりを持つみんなのことを考えなければならぬ」ということを前提としている。つまり、ディベートは公共的討議、広義の意味での政策決定シミュレーションであり、また教育としてのディベートは、市民の良識・倫理・知識を形成する「市民教育」である、という考えは、国が違えども共有する理念である。

その上で、もし日本に於ける現在のディベート教育空間に公共的な意義が薄れているとしたら、G. Thomas Goodnight (1984) による「弁論教育は学習者の全人格に訴えることが最良の機能であり、またそれが出来て初めてその使命を全うすることが出来る」(p.96)³⁾ という提言を改めて考えなおさなければならない。学習者の「全人格」の成長が阻害されているとしたら、その要因はどのような特質があり、それに対してどのように対処可能なのか。こういったことに思考をめぐらせれば、もしかしたらディベート教育はもっと自由で可能性の開かれたものになるかもしれない。この問いかけは、ディベートが民主的な集団意志決定のための手段であり、さらにはLundberg (2010) が説くように、その「最良の希みのなかの一つ」(p.311-313) である、と理想を語るために不可欠な条件である。そして、この気概はディベート教育研究者やスピーチ・コミュニケーション教育者には広く共有されるべき意識ではないか、と筆者は信じている。

よって、この小論では、現代日本において、この理想を阻害する要因、すなわち個人の資質を伸ばすという機能主義的教育の意義と公共に資するという社会的な意義とを「勝ち組の論理」のもと切り離すものを、ひとまず新自

³⁾ 原文は以下の通り。“[f]orensics works best and maintains its mission only when it addresses the whole person.”

由主義の論理と呼びたい。第一節ではその論理とディベート教育との接点を探っていくこととする。

その上で、第二節ではディベート教育がいかにかその論理に向き合えるのかを考えたい。新自由主義的論理への抗い方にもいくつかあろうが、この小論では、ディベート教育の中での自己変革をその手段として提示したい。ディベートはシミュレーションであるが故に、そこで執り行われる議論の〈社会(性)〉を括弧付けにし、自省的に出来る討議人を育成出来る可能性がそこから出てくる。「そもそもディベートは『手段』である必要もない」、そして「『目的』あるいはそれ以上のものであっても良い」し「新たな社会を要請するプロセスであってよい」(板場、2006、p.5)と日本のコミュニケーション学者は述べた。ディベートは「社会に要請される」という受動的な立場から「新たな社会を要請」するという能動的な立場へと自己を変えることが出来るのか。この観点から、ディベート教育創造のための足がかりを提案したい。

その上で、第三節では、このように起こしうる変化とは具体的にどのようなものかという疑問に対し、一つの実践案を提示することで一時的な回答を示したい。新たな社会を要請する教育とは、既存のディベート実践の枠組みそのものを変える可能性がある、つまり、複雑化・多様化する社会をより全面的に引き受けた議論形式を、ディベート教育者は採用していかなければならない、と論ずる。

上で見たとおり、いわゆるビジネス・スキルの発想から書かれた「ハウツー」もののディベート本は、現状における〈社会の要請〉と近接的な観点からのものが数多い。学術的見地からディベート教育の意義を問い直すことで、そうした書籍にあるディベート教育の可能性を広げることに通じればと思う。

2. 「ディベート教育は新自由主義の論理に直面している。」

現代の新自由主義的統治において、まさしく市場原理を内面化した「自分自身の企業家」による自己のマネージメントが求められている。終身雇用という慣行の撤廃、能力別給与の導入、社会保障の縮減は、ますます自己のキャリアを自己によって立案、管理し、自己の人的資本を高めてさらなる地位の向上を目指す、といったセルフ・マネージメント型の自己統御を促進することになる。こうした統治のスタイルにおいて、市場が提示するような自己統御システムに適応しうる者はさらに上の地位へと進み、適応しえない者は容赦なく社会の外に打ち棄てられる。

——佐藤嘉幸 (2009)⁴⁾

Giroux (2009) は、米国の高等教育機関の目指すビジョンに政治性・倫理性が欠如していることから、米国高等教育機関は「商品化の教育 (pedagogy of commodification)」パッケージの一部になっていると指摘する。シューカツの時に学生が自身を「マーケタビリティ」で査定する思考はその顕著な例だろうが、このように、学生は自身の存在と行動の意義を市場論理を中心に規定され、「経済人間 (homo oeconomicus)」として存在することで、政治性・倫理性を欠落させていく、あるいは、政治性・倫理性は他の手頃な代替物にとってかわる。こうした思考が教育の内部に浸透していくことは、Giroux (2009) にしたがえば、高等教育機関を支配しつつある生=権力 (bio-power) の一端として理解することができるだろう (p.30)。

日本のディベートに関しても、その内実が「経済勝ち組養成機関」である

⁴⁾ pp.50-51.

ならば、ディベートをそうたらしめるものは、教育の内部に市場原理主義が浸食した結果といえる。ここでは、Giroux (2009) がそうしたように、その市場原理主義を新自由主義ととらえ、ディベート教育が新自由主義的な論理に直面した時のリスクを概観したい。

新自由主義という言葉は一般的な文脈で使われることも多いが、そういったケースの多くは資本の一方的な偏りを指摘した文献や、過度な経済的格差を是認する政府を批判した文脈に登場する。この使用法の歴史的背景には、経済・経営理論の変化を見て取ることが出来る。1970年代、欧米諸国は石油危機への対応が不十分だったことから、ケインズ主義的福祉国家像を廃し、フリードリヒ・ハイエク、ミルトン・フリードマン、その他シカゴ学派の経済理論を推し進める形で経済界を再編しようとした。その中で出てきたのが、イギリス啓蒙主義時代の古典的な自由(=寛容)主義経済を再評価し、刷新するということであり、その意味で新自由主義はそう呼ばれる。その具体例は1970年代後半から1980年代にかけてのサッチャー元首相やレーガン元大統領の一連の政策に見て取ることが出来る(Harvey, 2005; 白石、大野編、2005; 友寄、2006)。「規制緩和」、「小さな政府」、「官から民へ」などのキャッチフレーズで世間を沸かせた某国の元首相は、その後格差・貧困の元凶として辛辣なバッシングを受けているが、彼が行った一連の政策もその文脈の一部として、新自由主義的と解することが出来るだろう。

同様に、新自由主義は統治性(ガバメンタリティ)の観点から理解出来る。民営化や省庁の再編は市民生活全般の管理者の変化であったが、それは国民をいかに管理するかという統治の問題、つまり支配関係のあり方、そして市民の主体のあり方の問題でもある。その問題は政治が経済の論理、つまり新自由主義の論理からいかにその自律性を保てるかという問いを私たちに問いかける。

杉田(2005)は、政治性の概念を論じるとき、私たちの言語使用を問題に

する。特定の領域を「非政治的」と判断し、政治的領域の外部に追い出してしまふことこそが、実は最も政治的な意味を持つ、と彼は論じた。新自由主義とのかかわりで論壇をにぎわせた数多くの問題、たとえば「イラク日本人質事件」や「若年非正規労働者問題」において、「当事者」の行為に対して振りかざされた「自己責任」と切って捨てるもの言いがあつたが、これらのもの言いに頻繁に出てきた「自己責任の言説」も、新自由主義的な生=権力のネットワークがそれぞれの状況において垣間見えたものと言えるかもしれない⁵⁾。このような言説が説得力を増せば増すほど、バッシングを受ける当の本人は、反論する機会を奪われ、それを行う動機も薄れてしまい、社会の中に敗者として埋没していく。このように、新自由主義の主体は、生=権力を振りかざし、統治性を維持しようとする言説に見て取ることができる。

本小論で焦点を当てたい新自由主義の意味合いは、この統治性の権力が言説として表れてくることで、政治を支配し、熟議・討議の機会を奪う時のものである。例えば **Brown (2003)** は、民主主義という市民社会の原則そのものが市場原理主義という新自由主義的なイデオロギーに犯されていることを指摘し、民主主義の自律性に関して警告を鳴らす (n.p.)。市場原理主義のもと民主主義が廃れてしまい、「民主主義」ということばそのものが便利に使い回されるだけの「コードワード」になってしまった、というのは **Brown (1993)** の皮肉を含んだ表現である。

ただ、この **Brown (2003)** のレトリックは、ディベート教育者にとって、単なる皮肉以上の耳の痛い話である。というのも、それは民主主義討議に不可欠であったはずの批判精神——社会学者のジークムント・バウマン (2001) の言葉で言うと、行動を結果に結び付け、結果を決めていく「内省の視野」、

⁵⁾ 例えば、イラク日本人質事件に関する自己責任の言説に関しては、**Kambe (2008)**を参照のこと。

私たちの周囲に起る諸問題に対する「不満」、「刺」(p.31)——が失われていることも意味しているからである。仮にディベート教育の現場に新自由主義的論理が覆い尽くしたとしたならば、現場そのものに対してディベート教育の根幹である批判的精神を向けられない、無自覚な人間を育てることにつながりかねない。「新自由主義的世界観と、他のイデオロギー——まさに、別の種類の現象——を鋭く区別するものは、問いの欠如、すなわち社会的現実の代替不可能で不可逆的な論理と見なされているものへの屈服である」(p.186)と前述のパウマン(2002)が論ずる時、共同体的市民生活の未来に対し絶望感を禁じ得ない。「新自由主義的言説は理性を自然化することによって理性の力を奪う」(p.187、傍点ママ)のであれば、その存在意義を理性の批判的育成に託すディベート教育は、行き場を失うからだ。新自由主義的教育の論理は、この意味でディベート教育の根幹を腐らせかねない害悪である。

3. 「ディベート教育は、政治性を維持すべきである。」

言論こそが人間の本性を為す諸々の因子のうちで、最も多く善をもたらすものである。(中略)互いに説得し、また欲するところについて自分自身に明らかに出来るようになって初めて、我々は野獣の生活から決別したばかりでなく、集まって城市を建設し法律を立て技術を発明したのであるが、我々の工夫考案のほとんど全ては、言葉がこれを準備したのである。正邪美醜についての法を定めたのは言葉であり、そして法なくしては、我々は共同の生活を営むことができない。(中略) 真実で法にかなった言葉こそは、信実のすぐれた魂をかたどる似姿なのである。

——イソクラテス (354 B.C.)⁶⁾

⁶⁾ pp.236-237.

討議・言論は、市民共同体生活の実践とその準備を様々な形で提供してきた。準備とは、時々によって様々に移り変わる状況を踏まえ、最良の時間・天気^{カイロ}に討議空間を設定し、その結果を踏まえて民衆^{フロネーシス}を賢慮ある判断へ導くことの出来る人間を育成する教育でもある。修辞学者・教育者のイソクラテスの上の一節にみてとれる、言論に対する信頼と希望は、その教育が「ディベート教育」と呼ばれるようになった今も、教育者や研究者に広く共有される価値観である⁷⁾。

さて、ここで考えなければいけないのが、前章で扱った新自由主義の論理に対する知識人の反応である。前節でみたとおりの悲観的な視点は、政治的議題が経済的に——ハンナ・アレント (1994) にならえば、経済 (オイコノミア) 的=私的に——定義されるようになったことに起因する。バウマン (2001) は、この「問題のギャップは生活政治が大文字の政治とぶつかり、個人的問題が公的言語に翻訳され、その集団的解決が議論され、合意され、実行される公と私の間、公的空間、公共広場 (アゴラ) が消滅したことによってあらわれた」(p.51) と論じている。つまり、問題は「大文字の政治」が私的領域の中に消えた今、政治をどのように表出・現出させるのか、いいかえると、大文字の政治にとって代わるべき概念を、ディベート教育でどのように再構築できるのか、と言い換えられるだろう。

よって、この小論では、ディベート教育を政策ディベートに限定して、以後の議論を進める。政策ディベートとはディベート教育の一形態で、その内実の大部分は論題の内容によって規定される。論題は半年または一年間を通して共通の統一論題が用いられ、多くの場合はそのサーキットが属する国家

⁷⁾ イソクラテスの哲学=言論=レトリック教育については、Poulakos (1997) と柿田 (2012) を参照のこと。また、イソクラテスの哲学=レトリックを現代日本のコミュニケーション教育の文脈で論じたものとして、板場 (2011) を参照されたい。

の政策として、発表時に一般の注目が集まっているものが採用されやすい。よって、ディベーターは日々刷新される多くの情報に目を通し、原稿づくりやスピーチ練習に莫大な時間と多くの努力を費やししながら、ディベートのシーズンを過ごす。ディベート「サーキット」というたとえも、こうした日々のレース的展開をあらわしてのものである。

さて、バウマン(2001)の議論を詳細に見てみると、彼は大文字の政治なるものの成立を前提として、公的議論の場の存亡を判断していることに気づく。大文字の政治が今や消滅したとなれば、ディベート教育者の課題は、それに変わる政治をいかに創り出すかである。

ここでこの小論では、政治の存在を、現存する公的議論の内実に硬直した存在としてではなく、コミュニケーションのありようによって立ち現われてくる、いわば小文字／複数の政治としてとらえることを提唱する。その足掛かりとして参照したいのが、ジャック・ランシエールというフランスの政治哲学者の思想である。ランシエール(2005)は、政治を「<誰であれ人と人との平等>が、民衆の自由に登録される時」(p.199)に始まると説く。言い換えると、民衆が、分け前が無かったところに分け前を求め、その主張が硬直化したシステムの論理を崩すかたちで明らかにされたとき、政治が起こる。政治は、このようにして、「分け前の無いものへの分け前という前提によって切断」する活動であり、それは「今まで当事者を決め分け前があるかないかを決めてきた空間を再配置する一連」のコミュニケーション的行為である(p.60)。要するに、コミュニケーションに「異質な二つのプロセスが出来る場所と形式があるとき、政治が存在する」(p.61)。

「いかなるものもそれ自体では政治的ではない。しかしどのようなものも、論理の出会いを引き起こしたときには政治的になり得る」(p.65)というランシエール(2005)の提言を真摯に受け止めるならば、これは政治的、あるいは政治的ではない、という具合にあらかじめ区別する思考を停止させなければ

ならない。たとえば、労働の場や家事の場が歴史のある時点で政治的になったのは、単に私的労働の場（仕事場や家庭の中）の権力関係が行使されているという事実からではない。むしろ、その事実が共同体の中で労働者の生、女性の能力、支配されてきたものの能力、そういった諸々をめぐる係争の中で問題視され、権利を得るための言葉を公けの場に得たからである。

ディベートが市民教育を実現できるかどうかは、イソクラテスに従って言いなおすなら、「言論」に「最も多く善をもたらすもの」という価値を賦与できるかどうかである。それは、市民による異議申し立てをいかに討議の対象にできるかに左右されるはずである。だから、筆者は思う。政策ディベート教育の現場は「単なる」シミュレーションの場だ。しかし、だからこそ、ディベート教育の現場においては、さまざまな議論形式を思考錯誤し、そこから市民教育としての意義が立ち上がる可能性を試す——すなわち、政治の実現へとむけて実践を開く——べきなのではないか、と。

確かに、ディベートがディベート「教育」として成立し、その技法が教室内で行われることに対しては、「市民運動のように一生懸命にはなれないから」、「結局学生のゲームだから」本気になって準備・試合出来ないのも仕方がないのだ、と悲観的に見る向きもあろう。しかし、同時に、教室は様々な可能性を試すことの許される安全地帯である。つまり、^政^策^論^議ディベート試合はシミュレーションだからこそ、様々な側面から様々な議論を討議させることが可能となり、その実践を通じて、社会（性）を対象化——〈社会（性）〉へと転化——する可能性が開けてくる。ディベートが行われる教室は隔離された教育現場という文脈を抱えざるをえないが、それを逆手に取った議論の実験場（Laboratory of arguments）たるべきである。

巷では、「持たざる者」の異議申し立ては、福島第一原発事故以降、ますます勢いを増しているように思われる。このような圧倒的な現実を前に、硬直した「政治」の捉え方はあまりに無力であるだけでなく、ディベート教育に

としては「専門家」や「政治家」の意見を反射的に重用してしまうことになり、結果的に私たちの市民的健全性にとっては害悪にさえなりうるかもしれない。だから、ディベート教育は思考しなければならない。

当の社会で起こっていることを見れば、廣瀬(2011)は反原発の市民運動の政治性に関して以下のように論じている。彼らの運動は持たざる者の思考力と想像力の仮説的な実証である、と(p.199-200)。そして、もし彼らの不満と政治的な意思の表明が単なる仮説的現実で、実現性を欠くと「専門家」や「政治家」に非難され、とるに足らないと無視されるにしても、「しかし、だからこそまさに、人々は執拗に何度でも彼らの異議申し立てアクションを組織し続ける」(p.199)のだ、と。ディベート教育は、市民教育を標榜する限りにおいて、このような「持たざる者」と「専門家」・「政治家」のかけ橋にならなければならない。議論教育は、Hicks and Langsdorf(1999)が主張するように、熟議民主主義を創り、育み、支えていくための努力を惜しむべきではない。ディベート実践における民主主義の概念自体が自己批判的、内省的、そして手続き的(proceduralist)なものであるべきなのだ(p.154)。

4. 「市民教育としてディベートを成立させるために、クリティークを役立てるべきである。」

デモクラシーは(中略)統治の原理そのものを、つまり統治されるという相補的素質を定めている統治する資格の存在を破壊する統治なのです。それは無秩序＝無原理^{アナラルシエール}の逆説的な統治なのです。
——ジャック・ランシエール(2004)⁸⁾

⁸⁾ p.35.

市民運動などにみられる公的な問題の提起と、その解決のためのコミュニケーション活動 (advocacy) は、合意の失敗という結果ではなく、思慮深い対立の創出・継続である。よって、そうした活動によって、「態度決定をおこなう公衆の権威は、公共圏での論争がますます促進されるとともに強化される」、とハーバーマス (2003) は論じた (p.114)。そうであるならば、ディベーターは、「持たざる者」の意思をいかに自分たちの議論へと組み入れ、「専門家」・「政治家」の論理に対抗していくか、という問いを、ディベートの試合で勝利するための戦略の一つとして思索することが出来る。すなわち、ディベートはまさにその試合の最中に「一流サラリーマン養成のための技法」の定理のもとつくられた議論や「政治家」や「専門家」の論理と対峙する機会を得ることになる。

あらかじめ論題に対する肯定側・否定側ポジションが決められ、そしてランダムに対戦相手を決定されるシミュレーションとしてのディベートは、ここでも強みを発揮するように思われる。いったん論題に対して肯定しなければならぬポジションにつき、ディベートをやってみる、今度はいったん逆のポジションになってやってみる、そして、時には第三者的にその試合を客観的に判断し、次の試合に生かすための話し合いを行う。そこでは、もちろん個人的な信条はいったん停止すべし、とされる。ディベート教育は、それが授業でなされるにせよ、課外活動としてなされるにせよ、毎週毎週この繰り返しである。この「いったん」いろいろな立場になってみるということが、討議空間における議論の可能性の幅を広げ、「専門家」や「政治家」に限らずにより多くのものの意見を拾い上げる討議空間を形成し、そこで育成された人材によって、はてはより良い政策決定の可能性を切り開くのではないだろうか。

以上を踏まえ、当節ではディベート理論における比較的新しいひとつの議論形態の意義を確認し、そしてそれが大学授業内のディベートクラスで行わ

れた実践を示すことで、ディベート教育と市民教育とを接合させるための一助としたい。

「Aを行うことのメリットとデメリットを出して、比べてみよう」という実践型の教育は、昨今中等教育の国語科や社会科でもよく耳にするようになった。メリットとデメリットというこれらの用語は、中高生から社会人までの政策ディベートで慣例的に使われる言葉でもある。論題をめぐって、肯定側は論題採択のメリット(政策を採択することによる、現状と比べての利益)を、否定側はそのデメリット(政策採択によって起こる不利益)を立証する。両者は相手方の議論に反論し、自身の議論の有効性を再構築し、最終的に両者のメリット、デメリットを比較することで勝敗が決定する。この一連の流れがメリット・デメリット方式によるディベートとして確立してきた。

市民教育を日本のディベートが標榜するならば、その方式のみに指導者が固執するのは、問題である。というのも、それは「良い点」「悪い点」の両面を挙げることで一見政策論議の両面⁹⁾を見ているようなそぶりを装うのだが、政策の効果としてしか論題の是非を判断し得ないばかりか、市民・社会問題として同じ議題を捉える視点を欠いているからである。これをランシエールにならって言い換えると、メリット・デメリット評価方式は、結局は専門家や政治家の視点でその大小が算出されるため、当時者の声を無視した形での議論の形式化を余儀なくされている結果だ、と言えるだろう。つまり、評価方法自体にエリートとしての政策立案者の論理が介入する余地を多分に含み、その結果、当時者や持たざる者の存在を別の問題(たとえば統計上の「結果」や「一部の例外」)へと差し替え、持たざる者の声自体をトリビアルに見せかけてしまうのだ。

⁹⁾ 社会問題の「両面」を見ることがその問題の全てを見ることになるという定理に関しても、必ずしも正しいと言えない。詳しくは Govier (1988) を参照。

さらにランシエールに言わせるならば、それは政治ですらなく、その対局におかれる「ポリス的原則」すなわち、勝ち組の論理(=権力)の行使である。ランシエールは、「ポリス」を以下のように説明する。持たざる者の声が、「はかないものであり、すぐに消え去る響き、鳴き声の一種、欲求の知らせであって、知性の表明ではない」(ランシエール、2005、p.51)時、その主張内容はその場に聞こえないものとして処理され、空間には言葉・論理(logos)が埋め尽くす。『『存在しない』もののこのような排除こそが(中略)ポリス的原則である』(ランシエール、2009、p.140)。

メリット・デメリット評価方式は、こうした政治関与(=ランシエールの言うところの、政治の実現)の要求をポリス的視点、いいかえると高見から一蹴し、「そんなこと言っても、そういう人たちって生きていられるわけでしょう」と、死人を統計的により多く積み上げた議論と比べて、評価を相対的に低めるよう、構造上仕向けられている。ポリスの論理——この場合、それはミシェル・フーコー(2006)のいう人口統計学的な「統治の技法」、「統治性」と言いかえられよう——がもし保持されているとしたならば、たとえ持たざる者が当の死人となったとしても、他の死人とともに「山」の一部として「処理」される——政治家や専門家による政策決定の際の「参考資料」一部として扱われる——のみであろう。

このような問題意識は、日本でのディベート経験を経ての筆者の感想である。日本における代表的な政策ディベート論題——代理出産・着床前診断、ワークシェアリング・同一労働同一賃金、原発廃止、外国人単純労働者の受け入れ、男性育児休暇の義務づけ¹⁰⁾など——は、ディベーターのようにリサ

¹⁰⁾ 日本ディベート教会推薦論題の正式な文言は、以下の通り。2010年度後期：日本国政府は代理出産もしくは着床前診断を合法化すべきである。2009年度前期：日本政府は原則全ての企業に対してワークシェアリング又は同一労働同一賃金の原則を推進すべきであ

一チを重ねれば、それぞれに「持たざる者」がおり、それぞれに市民運動があり、それぞれの声は痛いほど胸に突き刺さる。それにも関わらず、日本の多くのディベート指導者——ディベーター／コーチ／審判としての自身への自戒の念も踏まえ申し上げるのだが——はそれらを転がる死体の山の一部分としてしか評価してこなかった。もちろん、ディベーターが既存のメリット・デメリット方式に従った議論しか出していなかったのならば、審判はそれに基づく判決を下すのが大原則であり、「現役ディベーターは「勝ちを目指す」のみでいい」(青沼、2012年5月29日、www.facebook.comにおけるメッセージのやりとり)。ただ、ディベートに教育者として携わるコーチ、審判、教師は、「その『勝ち』を『価値ある』ものにするためにも『まともなディベート』のやり方／の勝ち方を教えることだし、仮に『負けた』としても得られるものがあるような形で学生に接するべき」(青沼、2012、同上)である。社会が変貌する中で、ディベート教育が自身を「まとも」でありつづけさせるために、あるいはその可能性を広げていくために、本節では、一つの議論実践を紹介したい。

それは四年前に行われた、ある外国語大学における日本語ディベートのクラスのものである。論題になった代理母・着床前診断の日本国内導入の是非を巡り、学生の一人が、女性の産む権利を議論したい、そして、自分はこのトピックで話されるべき根本の議論だと思っている、と講師に話した。曰く、彼女には結婚した姉がおり、当時不妊治で悩んでいた。姉は家族、親戚、会社その他から「子供が出来るのはいつのことか」と折に触れて聞かれること

る。2008年度後期：日本政府は核燃料の再処理を放棄すべきである。2005年前期：日本政府は出入国管理関係法令を改正し、原則すべての職種で海外からの移住労働者の雇用を認めるべきである。2004年後期：日本政府は、全ての男性の正規労働者に、その子どものために育児休業を取得することを義務付けるべきである。

から、ストレスを溜めていた。夫婦で大きな病院に通うこともあったが、当時から日本産婦人科学会と距離を置き、不妊に悩む夫婦のために着床前診断技術の情報を提供する助産院にも世話になっていたらしい。クラスを受講していた当時、学生の姉には無事子供が出来たらしいのだが、当時の姉は周囲のプレッシャーに押しつぶされそうになり、本当に辛そうだった、その産婦人科医は姉にとっては救いであった、と姉の思いを語った。その学生から、自身の経験を何とか議論の形へと昇華出来ないか、と持ち込まれた講師は、既存のメリット・デメリット方式に併せてクリティーク (Kritik) という議論の形式とその例を紹介し、学生に好きな方を選択するように促した。

学生は、クリティークを選択した。そして、学期末のディベート発表の機会に、彼女のアイディアは政府への異議申し立て (肯定側のクリティカル・ケース)¹¹⁾ の特性をもった生む権利の議論として発表された。着床前診断などの助産技術が技術的に可能なのにもかかわらず日本産婦人科学会に配慮してその事実を公的にうやむやにしたまま放置する政府に対する批判の議論であり、それをリベラル・フェミニストの見地からあらわしたものだ。

上の議論は、ランシエールの言葉でいうと、以下の二つの意味で政治が表出した瞬間であった、と主張する。一つには、日本産婦人科学会・政府という「専門家」「政治家」と、不妊に悩む「持たざる者」との関係においてである。肯定側の議論は、持たざる者にことばを与える形で、なぜこれらの人々に権利を与えるべきなのかを主張された。つまり、産む権利を与えられていなかったものが助産科学技術を手にするべきであるという権利の主張であり、ポリスの論理に対する異議申し立てであった。

そして、上の肯定側理論が政治的であるというもう一つの意味は、既存の

¹¹⁾ 価値クリティーク (Value Kritik) の現在の詳細は、Kritik (Policy debate) (2012) を参照のこと。

メリット・デメリット方式の論理と価値クリティークの関係においてである。彼女の議論は日常生活の中で生=権力に支配され、声を奪われた民衆の持つ価値観を柱に構成されており、さらに、政府の御都合的見地からの理由づけは市民生活を向上させるという科学技術の本質的な目的からは逸脱している、という示唆に富んでいた。よって、政策の「効果」のみによってその是非を判断する評価法とは一線を画すものである¹²⁾。その後、不妊で苦しむ人たちの声を政治決定に反映することの是非が否定側の議論と突き合わされて、ディベート試合は収斂していった。

クリティークとして論じられる価値観は、基本的に既存のメリット・デメリット方式を成り立たせている前提となっている論理を突き崩すことで成り立っている。つまり、もし価値クリティークが議論として成立すれば、それは既存の意味での「政治」——ランシエールが「ポリス」と呼ぶものであり、メリット・デメリット方式に内在する人口統計学的な政策決定の視点——を精査する以前の(a priori)議論であるため、メリット・デメリット評価のいかんにかかわらず評決が下されることもある。

本小論では、この一つの実例を以てしてどちらかが採用する価値観が優れて

¹²⁾ ディベートの専門用語で言うと、「発生過程 (Link)」の論点で現状のシステムが反フェミニズム的か否かが検証され、「重要性 (Impact/Implication)」の論点でその価値が無視されることの危険性(文化的ジェノサイド)が現状における日本政府の姿勢とはかりにかけられ、「代替アイデア (Alternative)」の論点で、提示された現状打破のビジョンが精査された。

ちなみに、この試合のいきさつを少々付記しておこうと思う。肯定側のこの戦略に対して、通常のデメリットを通常通りプレゼンテーションしたのでは、否定側は対抗出来ない。というのも、「デメリットは、まさに政府が自分たちの怠慢をごまかすための議論だ」と肯定側に言われては、その有効性が否定されると同時に肯定側の議論が強まるばかりだから。結果、否定側は着床前診断を使い有精卵のダウン症の有無をあらかじめ遺伝的に判別しているという事実から、「助産」技術(の一部)が内包する優性思想を、障害者の視点から批判した価値クリティークを作成し、相手方にぶつけた。

いるかを話すつもりもないし、どちらかの形式を排他的に選んでもらうつもりもない。そもそも政策は専門家や政治家を含む、さまざまな意見を熟議して決定されるべきである。しかし、もし熟議の名のもとに持たざる者を排除しているならば、その論理も含めて俎上に載せられるべきである。「政策 [という枠組み] がディベート教育を阻害しているのではない。融通の利かない、狭義に定義された政策がディベートにとっての脅威なのである。全ての交通警察が [高速道路に描かれた] グラフティ・アートを嫌っているわけではないのと同じことだ」(p.A-8)¹³⁾ と Bill Shanahan (1993) が言う通り、クリティークは既存の評価方式にとって脅威になるものではなく、政策ディベートの中の議論の一つとして存在し、むしろディベート教育の可能性を広げるものである。そして、今日の日本にますます必要とされている視点ではないかというのが、筆者のささやかな主張である。

5. おわりに:「ディベート教育に関してのディベート(学術論争)は続く。」

本小論では、新自由主義に関する左派の意見を今日の日本のディベート教育をとりまく現状とすりあわせ、新自由主義に対抗する手段の「ディベート教育バージョン」を試論した。政治・文化・風土などの違いから、欧米の文脈で育まれたこの思想を日本の状況にあてはめると、大きなギャップを感じるのもまた事実である。樫村(2007)が認めるとおり、「フランスの政治文化の維持は、現実の政治空間の維持とその中での再生産に支えられている」(pp.47-48)ので、日本で行われるディベート競技にそのままあてはめることに戸惑いを覚えるかもしれない。

¹³⁾ 原文は以下の通り。“Policy is not choking debate. An inflexible, narrowly defined version of policy threatens debate. Not all transit cops hate graffiti artists.”

そうした違いにもかかわらず、ディベート教育者に希望が一つあるとすれば、それは櫻村(2007)自身が提起している「意識的に政治や文化を構成し(恒常性の内実として)維持していく試み」(p.58)が、ディベート教育が標榜する「手続き的(procedural)」な民主主義のビジョンと酷似している点にあるだろう。ランシエール(2004)は、民主主義を民衆による可視化のプロセスととらえる。つまり、彼にとっての民主主義は、人種、ジェンダー、階級、エスニシティ、性的思考、疾病、国籍などの要因により分断化されたシステムの中で持たざる者とされてきた他者の異議申し立てによって絶えず更新され続ける運動の別名であり、民主主義はつねに來たるべきもの、そして、実現途中のものである(p.30)。

Greene and Hicks(2005)は、ディベート教育は「ポスト従来型の道德観(post-conventional morality)」(p.120)を成長させると説いた。この道德観は、通常認められる権威や、固定化された信条に道德観を依拠することなく、それを討議の中で形成することを基調としようと、彼らが使用した概念である。ディベート教育はこのように、価値観そのものを議論の対象にすることによって、道德観までも変容させるようなプロセスたるべきである。そこに立ち現れるべきは、倫理的必要性と同時に、そして共に起こる政治的な実践である。つまり、考えながら、議論しながら、政治そのものをダイナミックに実現させていくプロセスである。

複雑で多様化する社会の中で、ディベート教育に何ができるだろうか。もしディベート教育に市民教育としての意義を見いだそうとすれば、ランシエールの著作に代表されるようなコミュニケーション政治哲学は、ディベート教育に政治性をあたえるための一つの助けになるだろう。

参考文献

<日本語文献>

- 青沼智 (2006) 「ディベート教育・公共の構造転換・『勝ち組』の論理、あるいは福沢 (グランド) チルドレンの逆襲」『スピーチ・コミュニケーション教育 19』9-22 頁。
- アレント、H. (1994) 『人間の条件』訳：志水速雄、東京：筑摩書房。
- イソクラテス (2002) 「アンティドシス (財産交換)」『イソクラテス弁論集 2』京都：京都大学学術出版会、167-253 頁。
- 板場良久 (2006) 「最前線を超える試み：ディベート教育論者の入場に先だって」『スピーチ・コミュニケーション教育 19』7-8 頁。
- 板場良久 (2011) 「レトリックとペダゴジー」『現代日本のコミュニケーション研究』編：日本コミュニケーション学会、東京：三修社、237-246 頁。
- 檉村愛子 (2007) 『ネオリベラリズムの精神分析：なぜ伝統や文化が求められるのか』東京：光文社新書。
- 柿田秀樹 (2012) 『倫理のパフォーマンス：イソクラテスの哲学と民主主義批判』東京：彩流社。
- 佐藤嘉幸 (2009) 『新自由主義と権力：フーコーから現在性の哲学へ』京都：人文書院。
- 白石嘉治、大野英士編 (2005) 『ネオリベ現代生活批判序説』東京：新評論。
- 杉田敦 (2005) 『境界線の政治学』東京：岩波書店。
- 友寄英隆 (2006) 『「新自由主義」とは何か』東京：新日本出版社。
- バウマン、Z. (2001) 『リキッドモダニティ：液状化する社会』訳：森田典正、東京：大月書店。
- バウマン、Z. (2002) 『政治の発見』訳：中道寿一、東京：日本経済評論社。
- ハーバーマス、J. (2003) 『事実性と妥当性：法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究 下』訳：河上倫逸、耳野健二、未来社。
- 廣瀬純「知力解放とその頭痛：新自由主義的政治状況における知識人の役割と債務」『現代思想』2011年12月、198-206 頁。
- フーコー、M. (2006) 「統治性」『フーコー・コレクション 6：生政治、統治』訳：石田英敬、編：小林康夫他。238-277 頁。
- ランシエール、J. (2004) 「デモクラシー、ディセンサス、コミュニケーション」『現代思想』2004年4月、28-41 頁。
- ランシエール、J. (2005) 『不和あるいは了解無き了解：政治の哲学は可能か』訳：

松葉洋一、大森秀臣、藤江成夫、東京：インスク립ト。

ランシエール、J. (2009) 『感性的なもののパルターージュ：政治と美学』 訳：梶田祐、東京：法政大学出版局。

<外国語文献>

- Brown, W (2003). Neo-liberalism and the end of liberal democracy. *Theory & Event*, 7, http://muse.jhu.edu/content/oai/journals/theory_and_event/v007/7.1brown.html
- Freeley, A. J. & Steinberg, D. L. (2000). *Argumentation and debate: Critical thinking for reasoned decision making*. 10th Ed. Belmont, CA: Wadsworth.
- Giroux, H. A. (2009). *Youth in a suspect society: Democracy or disposability?* New York: PalgraveMacmillan.
- Goodnight, G. T. (1984). Scholarship and the forensics community. In Parson, D, (Ed.) *American Forensics in Perspective: Papers from the Second National Conference on Forensics* (pp.95-98). Annandale, VA: Speech Communication Association.
- Greene, R. W., & Hicks, D. (2005). Lost convictions: Debating both sides and ethical self-fashioning of liberal citizens. *Cultural Studies*, 19, 100-126.
- Harvey, D. (2005). *Brief history of neoliberalism*. Oxford, UK: Oxford University Press.
- Hicks, D. and Langsdorf, L. (1999). Regulating disagreement, constituting participants: A critique of proceduralist theories of democracy. *Argumentation*, 13(2), 139-160.
- Kambe, N. (2008). The logic of *Jiko-Sekinin* (self sesponsibility) and proper citizenship in contemporary Japan. In Suzuki, T., Kato, T., & Kubota, A. (Eds.). *Proceedings of the 3rd Tokyo Conference on Argumentation* (pp.119-125).
- Keith, W. (2010). Keynote address: A new golden age—intercollegiate debate in the twenty-first century. In Louden, A. D. (Ed.), *Navigating Opportunity: Policy Debate in the 21st Century* (pp.11-26). New York: International Debate Education Association.
- Kritik (Policy debate). (2012) *Wikipedia*. Retrieved from <http://en.wikipedia.org/wiki/Kritik>.
- Poulakos, T. (1997). *Speaking for the Polis: Isocrates' rhetorical education*. Columbia, SC: University of South Carolina Press.
- Morrison, T. (2001). How can values be taught in the university? *Michigan Quarterly Review*, 40(2), 273-278.
- Shanahan, W. (1993). Kritik of thinking. In Solt, R., & Smith, R. K. (Eds.), *Debaters' Research Guide 1993 - Health Care Policy: Debating Coverage Cures* (pp. A3-A8). Winston Salem, NC: Wake Forest University.